

学校統合委員会設置要綱

(設置)

第1条 登別市教育委員会は、特定校に関し学校統合に関する方針を決定した場合において、統合に関する詳細を検討するために学校統合委員会を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項を協議し、その結果を教育委員会に意見又は報告する。

- (1) 統合にあたって生じる課題への対応方法に関すること。
- (2) 統合にあたっての条件整備に関すること。
- (3) その他教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、特定校に関し学校統合に関する方針を決定した都度、必要数をもって組織する。

(委員及び任期等)

第4条 委員は、統合校関係者から、教育委員会が委嘱する。

2 委員の任期は、協議事項に関する意見又は報告が終了するまでの期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により決定する。

3 会長は、委員会を代表し会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、委員会の議長となる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第8条 委員会は、第2条の所掌事務を分掌させる必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育委員会教育部において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って決定する。

附 則

この要綱は、令和4年4月28日から施行する。